

6

資料編

苦情受付状況^(注1)

2014年度の苦情受付状況

項目	内訳	発生原因					計
		営業職員	代理店	その他の職員	制度事務	契約者等	
加入時のご説明等	不適切な募集行為	527	32	12			571
	不適切な告知取得	53					53
	不適切な話法	3		1			4
	説明不十分	963	951	24			1,938
	事務取扱不注意	424	74	61	6	24	589
	契約確認	29	1	51	177		258
	契約引受関係	55		4	267	1	327
	証券未着	3	5	53	12	33	106
	その他	1,415	445	325	859	138	3,182
	計	3,472	1,508	531	1,321	196	7,028
保険料のお払込み等	集金	59		3	141	1	204
	口座振替・送金	415	14	109	866	25	1,429
	職域団体扱	210		43	200	6	459
	保険料払込関係	522	8	80	778	20	1,408
	保険料振替貸付	176	5	35	153	10	379
	失効・復活	171	2	31	124	9	337
	その他	277	4	70	454	23	828
	計	1,830	33	371	2,716	94	5,044
	配当内容	46		9	1,264	4	1,323
	契約者貸付	345	3	113	500	93	1,054
加入後の諸手続き等	更新	513	6	67	226	13	825
	契約内容変更	909	15	109	522	35	1,590
	名義変更・住所変更	833	23	191	866	96	2,009
	特約中途付加	79		16	43	7	145
	解約手続	1,806	41	288	937	140	3,212
	解約返戻金	118	9	46	719	18	910
	生保カード・ATM関係	120	1	43	236	14	414
	その他	1,313	36	418	3,398	180	5,345
	計	6,082	134	1,300	8,711	600	16,827
	満期保険金・年金等	754	15	212	2,184	120	3,285
ご請求金・給付金等の手続き等	死亡等保険金支払手続	267	9	130	460	39	905
	死亡等保険金不支払決定	3		5	227	3	238
	入院等給付金支払手続	1,373	15	337	1,928	63	3,716
	入院等給付金不支払決定	81		28	1,543		1,652
	その他	41	1	16	245	14	317
	計	2,519	40	728	6,587	239	10,113
	職員の態度・マナー	3,137	50	355			3,542
その他	保険料控除	50	1	139	549	7	746
	個人情報取扱関係	356	4	63	390	5	818
	アフターサービス関係	4,403	45	607	1,761	9	6,825
	その他	351	9	208	1,848	597	3,013
	計	8,297	109	1,372	4,548	618	14,944
	総計	22,200	1,824	4,302	23,883	1,747	53,956

(注1)お申し出事項の対応過程で内訳項目の見直しを行なう場合があるため、各件数は変更する可能性があります。

また、「同月内の同一お申し出人による同一内容お申し出」は、1件に集約して件数計上しています。(2015年5月11日現在)

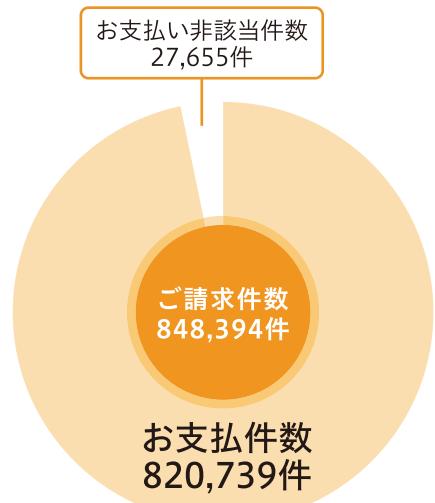
【ご参考】用語のご説明^(注2)

項目	内訳	ご説明
加入時のご説明等	不適切な募集行為	募集行為が保険業法に抵触すると考えられるものや契約関係者に契約意思がないもの
	不適切な告知取得	不告知教唆や病中での契約、不正診査(身代わり診査等)に関するもの
	不適切な話法	融資話法、乗換募集などに関するもの
	説明不十分	取扱者として最小限必要な説明の欠如、商品内容について約款と異なる説明をするなど契約関係者に誤解を与えたもの(重要事項の説明不足、「しおり・約款」の未交付含む)
	事務取扱不注意	取扱者等のミス・遅延など保障内容以外の手続きによるもの
	契約確認	確認制度、確認の方法に関するもの
	契約引受関係	契約不承諾、条件付など医的選択、販売制限、決定内容に関するもの
	証券未着	保険証券が着かない、他の住所へ着いたなどに関するもの
	その他	上記以外の新契約に係わるもの
	集金	集金手配事務に関するものや集金担当者の集金方法等によるもの
保険料のお払込み等	口座振替・送金	銀行口座引き落し、振込案内、口座変更に関するもの
	職域団体扱	団体扱契約の保険料収入、および料率変更に関するもの
	保険料払込関係	前納、払込満了後の特約継続保険料、未経過保険料など保険料払込に関するもの
	保険料振替貸付	保険料の振替貸付通知、保険料の振替貸付に関するもの
	失効・復活	失効案内、復活診査、復活謝絶などに関するもの
	その他	上記以外の収納に係わるもの
	配当内容	配当内容や支払方法・手続き等に関するもの
加入後の諸手続き等	契約者貸付	貸付手続、貸付金額、利息返済等に関するもの
	更新	定期保険や定期保険特約等の更新に関するもの
	契約内容変更	払済保険・延長保険への変更、保険金の減額、保険期間の変更等に関するもの
	名義変更・住所変更	契約者、受取人の名義変更・住所変更に関するもの
	特約中途付加	特約の中途付加、中途増額に関するもの
	解約手続	解約手続に関するもの
	解約返戻金	解約返戻金の計算誤り・説明相違、解約返戻金水準に関するもの
	生保カード・ATM関係	生保カードの発行や取扱い、ATM利用等生保カードに関するもの
	その他	上記以外の保全に係わるもの
	満期保険金・年金等	満期保険金の支払手続きに関するもの(年金、祝金、学資金等を含む)
ご請求金・給付金等の手続き等	死亡等保険金支払手続	死亡(高度障害)保険金の支払手続きに関するもの
	死亡等保険金不支払決定	死亡(高度障害)保険金支払非該当の決定に関するもの
	入院等給付金支払手続	給付金の支払手続きに関するもの
	入院等給付金不支払決定	給付金支払非該当の決定に関するもの
	その他	上記以外の保険金・給付金支払に係わるもの
	職員の態度・マナー	職員や代理店の態度・マナーに関するもの
その他	保険料控除	保険料控除証明に関するもの
	個人情報取扱関係	告知事項や保険金等支払、契約内容の無断開示等に関するもの
	アフターサービス関係	契約成立後、職員の訪問や会社からの連絡がないことなどに基づくもの
	その他	経営全般等上記以外のもの

(注2)上記用語のご説明の各用語の概要は、(一社)生命保険協会 生命保険相談所 ボイス・リポートに準拠しています。

保険金・給付金のお支払い状況

2014年度の保険金・給付金のお支払い状況



〈非該当の判断事由の内訳〉

お支払い非該当とした判断事由	合計
詐欺取消・詐欺無効	0件
不法取得目的無効	0件
告知義務違反解除	817件
重大事由解除	5件
免責事由該当	898件
支払事由非該当	25,935件
その他	0件
合計	27,655件

・上記件数は、個人保険・個人年金保険・団体保険等の「お支払い非該当件数」です。
・「お支払い非該当件数」には、お支払い事由となる所定の入院日数に満たないご請求など、ご提出いただいた書類(診断書等)から、約款上明らかに非該当となる件数は含んでいません。

お支払いに該当しないと判断したご契約の具体的な事例

(1) 告知義務違反解除

入院および手術給付金	「白内障」による入院および手術給付金のご請求をいただきましたが、ご契約前に「白内障」と診断され通院されていた事実の不告知が判明し、給付金請求となった「白内障」との因果関係が認められました。このため、告知義務違反としてご契約を解除し、給付金はお支払い非該当と判断いたしました。
	「変形性股関節症」による入院および手術給付金のご請求をいただきましたが、ご契約前に「変形性股関節症」と診断され通院されていた事実の不告知が判明し、給付金請求となった「変形性股関節症」との因果関係が認められました。このため、告知義務違反としてご契約を解除し、給付金はお支払い非該当と判断いたしました。
	「子宮筋腫」による入院および手術給付金のご請求をいただきましたが、ご契約前に「子宮筋腫」と診断され通院されていた事実の不告知が判明し、給付金請求となった「子宮筋腫」との因果関係が認められました。このため、告知義務違反としてご契約を解除し、給付金はお支払い非該当と判断いたしました。

(2) 免責事由該当

災害死亡保険金	災害死亡として災害死亡保険金のご請求をいただきましたが、自動車運転中の交通事故による死亡で、法令に定める酒気帯び運転に相当する量以上の飲酒をしていたことが認められました。このため、免責事由である「法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当するものとして、災害死亡保険金はお支払い非該当と判断いたしました(普通死亡保険金はお支払いいたしました)。
---------	---

(3) 支払事由非該当

手術給付金	「指の切傷」により「創傷処理」を受けられ、手術給付金のご請求をいただきました。「指の創傷処理」は手術と入院の原因が同一で、入院日数が1日以上の入院中に受けたものであれば、ご加入の「新・手術特約」の手術給付表89号対象手術に該当しますが、今回は入院を伴わない手術であったため、手術給付金はお支払い非該当と判断いたしました。
-------	--

【ご参考】用語のご説明

詐欺取消・詐欺無効	告知義務違反の内容が特に重大な場合などには、詐欺としてご契約を無効とさせていただくことがあります(ご加入後2年を経過後でも無効となることがあります)。
不法取得目的無効	保険金・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただくことがあります。
告知義務違反解除	保険加入(ご契約の見直し、特約中途付加や復活等を含みます)に際して、故意または重大な過失によって、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合にはご契約を解除することができます。
重大事由解除	保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合には、ご契約を解除することがあります。複数の入院関係特約に加入して入院に関する給付金が極めて大きな金額になっている場合など、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる場合にも、ご契約(主契約および他の特約を含みます)を解除することができます。
免責事由該当	約款には、保険金・給付金ごとに、免責事由としてお支払いしない事由を規定しています。主なものとしては、死亡保険金について、被保険者の自殺、災害死亡保険金について、契約者・被保険者の故意または重大な過失による被保険者の死亡、被保険者の無免許運転および酒気帯び運転等による死亡の場合などがあります。
支払事由非該当	約款には、保険金・給付金ごとに、お支払いする事由を規定しており、ご請求いただいた際、この支払事由に該当しないと判断させていただく場合があります。主なものとしては、高度障害保険金について、高度障害状態の原因となった疾病や傷害がご契約の責任開始前に発生していた場合などがあります。

支払相談室へのお申し出状況

2014年度の支払相談室へのお申し出状況

ご相談の過程において、支払担当部署におけるお支払いに関する判断根拠と異なる事実が存在する可能性が認められた場合は、医学的な追加情報のご提供などをご案内し、お支払いに該当する新たな事実が認められた場合は、お支払いしております。

お申し出の内訳		件数(注)
保険金に関するお申し出	普通死亡保険金	6件
	災害死亡保険金	7件
	高度障害保険金	8件
給付金に関するお申し出	入院給付金	116件
	手術給付金	178件
	障害給付金	16件
その他		70件
合計		401件

(注)保険金・給付金の種類に複数該当する案件は重複して件数計上しています。

不服申立制度のご利用状況

2014年度の不服申立制度のご利用状況

ご要望がある場合は、支払担当部署において改めて支払可否等の判定をしております。2014年度は、5件のうち4件について再度の判定をしており、うち1件についてお支払いに該当する新たな事実が認められたため、決定を変更してお支払いいたしました。

保険金・給付金の種類	案件の例	案件数
普通死亡保険金	告知義務違反により契約解除との決定に対する不服のお申し出	1件
がん保険金	約款に定める悪性新生物に該当しないためがん保険金支払非該当との決定に対する不服のお申し出	2件
入院給付金	告知義務違反により契約解除との決定に対する不服のお申し出	2件
合計		5件

金融ADR制度への対応

2010年4月、金融商品取引法(保険業法含む)の一部を改正する法律いわゆる「金融ADR法」が施行され、金融トラブルにおける利用者保護と金融取引への消費者の信頼向上を理念とする金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)が創設されました。

この「金融ADR法」により、各金融機関は、金融庁が定める指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約の締結が法的に義務付けられており、指定紛争解決機関は、中立・公正な立場から、お客さまと金融機関とのトラブルの解決を図ります。

当社では、本制度をふまえ、保険業法により金融庁が定める指定紛争解決機関である(一社)生命保険協会と手続実施基本契約を締結し、お客さまからのお申し出(苦情等)に迅速かつ適切に対応する態勢を整備しています。

(一社)生命保険協会ホームページ

URL:<http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

ADRとは…

ADR(裁判外紛争解決手続き)とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

お問い合わせ窓口

コミュニケーションセンター(お電話によるご相談窓口)



0120-662-332

月曜～金曜(除く祝日・年末年始)9:00～18:00

土曜(除く祝日・年末年始)9:00～17:00